平成２７年（再ロ）第１５号

横浜市戸塚区上矢部町1259番地　コスモＲＩ上矢部405号

再生債務者　田中　秀明

1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月25日まで

4　一般異議申述期間　平成27年12月９日から平成27年12月16日まで

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第３号

神奈川県平塚市万田36番地の１

再生債務者　武冨　成史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月28日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２７年（再ロ）第２号

富山県高岡市野村174番地２

再生債務者　藤林　貴人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月28日　富山地方裁判所高岡支部

刑務共済組合定款の一部変更について

刑務共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成 27 年 10 月 1 日　　刑務共済組合代表者
法務大臣　上川　陽子

第13条第１号中「第２条第１項第１号イ」を「第２条第１項第１号」に改める。

第14条を次のように改める。

（組合員の種別）

第14条　組合員は、次のように区分する。

⑴　長期組合員　次号から第４号までに規定する組合員以外の組合員

⑵　短期組合員　法第72条第２項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員

⑶　継続長期組合員　法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

⑷　任意継続組合員　法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員

2　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第二号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。

第16条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。

第17条第１項中「第52条」を「第51条」に改める。

第22条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。

第24条第１項中「第１号の２」を「第２号」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第２項中「第99条第５項」を「第99条第６項」に改め、同条第４項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改め、同４項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

3　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「$\frac{44,38}{1,000}$」とあるのは「$\frac{0,54}{1,000}$」とする。

附則第５条中「第52条」を「第51条」に改める。

附　則

この変更は、平成27年10月１日から施行する。

会社その他の公告

合併公告

平成二十七年十月二十七日開催の甲、乙、丙及び丁の臨時総代会において、左記組合は平成二十八年三月一日をもって甲が乙、丙及び丁の権利義務一切を承継して存続し、乙、丙及び丁と合併することを決議しましたので、この決議に異議のある債権者は、平成二十七年十二月十一日までにお申し出ください。

なお、農業協同組合法第六十五条第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、甲、乙、丙及び丁それぞれの主たる事務所に備え置いております。

平成二十七年十一月六日

福島県福島市北矢野目字原田東一番地の一
（甲）新ふくしま農業協同組合
代表理事組合長　菅野　孝志

福島県伊達市保原町字七丁目三三番地の三
（乙）伊達みらい農業協同組合
代表理事組合長　安彦　慶一

福島県本宮市本宮字戸崎四一番地
（丙）みちのく安達農業協同組合
代表理事組合長　鈴木　利英

福島県南相馬市鹿島区横手字川原一八五番地の一
（丁）そうま農業協同組合
代表理事組合長　今村　秀身

合併公告

平成二十七年十月二十八日開催の甲、乙、丙、丁及び戊の臨時総代会において、左記組合は平成二十八年三月一日をもって甲が乙、丙、丁及び戊の権利義務一切を承継して存続し、乙、丙、丁及び戊と合併することを決議しましたので、この決議に異議のある債権者は、平成二十七年十二月十一日までにお申し出ください。

なお、農業協同組合法第六十五条第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、甲、乙、丙、丁及び戊それぞれの主たる事務所に備え置いております。

平成二十七年十一月六日

福島県いわき市自由ケ丘三九番地の二
（甲）いわき市農業協同組合
代表理事理事長　馬上　威

福島県郡山市朝日二丁目一四番七号
（乙）郡山市農業協同組合
代表理事組合長　結城　政美

福島県田村市船引町船引字南町通一六〇番地
（丙）たむら農業協同組合
代表理事組合長　管野　啓二

福島県いわき市小名浜字蛭川南七七番地
（丁）いわき中部農業協同組合
代表理事組合長　酒井　順司

福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野三九八番地
（戊）ふたば農業協同組合
代表理事組合長　篠木　弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、公告します。

効力発生日は平成二十八年三月三十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月二十五日
掲載頁　一二六頁（号外第一四二号）

平成二十七年十一月六日

東京都文京区本駒込二丁目二八番八号
（甲）科研製薬株式会社
代表取締役社長　大沼　哲夫

東京都文京区本駒込二丁目二八番八号
（乙）科研不動産サービス株式会社
代表取締役社長　清水　裕介